

第 19 号議案

中野区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

債権の放棄に係る事由を拡大するとともに、規定を整備する必要がある。

中野区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

中野区の債権の管理に関する条例（平成17年中野区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「。第2号を除き、以下同じ」を削り、同条第1号中「当該区の債権について」を「当該区の債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。以下この号において同じ。）について」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 法人である債務者が破産法第216条又は第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。